

ワーキング・グループの開催及び運営について

令和6年4月15日

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会座長決定

1. ワーキング・グループの開催

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会「中間報告（令和5年12月22日）」及び「日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）」を踏まえ、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の下、①組織・制度ワーキング・グループ及び②会員選考等ワーキング・グループを開催する。

2. 構成員等

各ワーキング・グループの構成員及び主査は、別紙のとおりとする。ただし、各ワーキング・グループには、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 公開等

率直な意見交換を行うため、ワーキング・グループは非公開とするが、会議後資料及び議事要旨をホームページ等において公開する。

4. 庶務

ワーキング・グループの庶務は、大臣官房総合政策推進室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。